

弁護士による 土曜日無料法律相談会

借地・借家、金銭トラブル、相続・遺言、離婚、クレジット・サラ金への返済などの法律問題でお悩みの方は、ご相談ください。

日時 3月17日(土) 午後1時〜4時

会場 市役所2階会議室
相談時間 1人30分
定員 先着12人(予約制)
費用無料

共催 東京弁護士会、東京弁護士会多摩支部、関東弁護士会連合会

申し込み 14日までに電話 ☎042・548・3800で東京弁護士会多摩支部「3月17日無料法律相談会」へ
※土・日曜日を除く午前9時30分〜午後5時
※相談会当日の問い合わせは、市民安全課市民相談係へ(正午〜午後4時)

電源立地地域対策交付金の活用について

電源立地地域対策交付金は、発電施設が所在する自治体の公共施設整備や住民福祉の向上に資する事業に対して交付されます。平成29年度は、児童・生徒の安全確保および安全管理の促進と犯罪の未然防止のために設置されている校内防犯カメラシステムの更新を行う防犯設備整備事業に活用しました。

問い合わせ 企画政策課

電源立地地域対策交付金の活用について

電源立地地域対策交付金は、発電施設が所在する自治体の公共施設整備や住民福祉の向上に資する事業に対して交付されます。平成29年度は、児童・生徒の安全確保および安全管理の促進と犯罪の未然防止のために設置されている校内防犯カメラシステムの更新を行う防犯設備整備事業に活用しました。

問い合わせ 企画政策課

プロ写真家が伝授！ スマホからの写真の楽しみ方

写真は本格的なカメラでないと撮れないと思っていませんか。本講座では、プロ写真家が、誰もが持っているスマートフォンを使った写真の撮り方から写真の楽しみ方を伝授します。

また、一眼カメラ、コンパクトデジタルカメラ、スマートフォンカメラの違い、写真をSNSなどに投稿するうえで気をつける点や写真撮影のマナーなどについても学びます。

※本講座はスマートフォンの操作を学ぶ講座ではありません。

日時 3月19日(月) 午後1時30分〜3時30分
会場 市役所2階会議室 対象 市内在住・在勤・在学者
講師 プロ写真家 まえのかつみ氏
定員 先着20人(予約制) 費用無料
持ち物 カメラ機能があるスマートフォン
※シニア向けスマートフォンを除く
※スマートフォンは満量充電しておいてください。

その他 託児あり(1歳〜未就学児・予約制)
申し込み 住所、氏名、年齢、電話番号、iPhoneの場合はバージョン、託児の有無を記入のうえ、電子メール ☒div0120@city.ome.tokyo.jp で企画政策課へ
※講座関連の連絡はメールで行います。
問い合わせ 企画政策課



▲まえのかつみ氏

平成30年春の交通安全講習会

交通事故を防止するため、市民を対象に、講習会を開催します。

映画のほか、事故の実例などから交通安全についてお話しします。

高齢者が関与する交通事故 全課市民安全係 22・0110、市民安全課市民相談係へ

| 日程(3月) | 会場 |
|--------|-----------|
| 3日(土) | 河辺4丁目自治会館 |
| 5日(月) | 霞共益会館 |
| 6日(火) | 沢井市民センター |
| 7日(水) | 梅郷市民センター |
| 8日(木) | 長淵市民センター |
| 9日(金) | 成木市民センター |
| 12日(月) | 袖保葛会館 |
| 13日(火) | 新町市民センター |
| 14日(水) | 小會木市民センター |
| 15日(木) | 青梅市民センター |
| 16日(金) | 東青梅市民センター |
| 17日(土) | わかさ自治会館 |

春休み子ども消費者教室 スマホ・ケータイを安全に使う

スマホやケータイが普及し、誰でも手軽にインターネットに接続ができるなど生活が便利になった一方で、トラブルに巻き込まれる危険性も高くなりました。

新学期からスマホやケータイを利用するお子さんも、すでに使っているお子さんも、「安全に使うため」に気をつけること」を親子でもう一度確認しましょう。

ぜひご参加ください。

日時 3月27日(火) 午後1時30分〜3時
会場 市役所2階204・205会議室
対象 小学生と保護者
講師 NTTドコモ「スマホ・ケータイ安全教室」インストラクター
定員 先着20人(予約制)
費用無料
持ち物 筆記用具
申し込み 5日から電話で市民安全課市民相談係へ

春休み子ども消費者教室 スマホ・ケータイを安全に使う

スマホやケータイが普及し、誰でも手軽にインターネットに接続ができるなど生活が便利になった一方で、トラブルに巻き込まれる危険性も高くなりました。

新学期からスマホやケータイを利用するお子さんも、すでに使っているお子さんも、「安全に使うため」に気をつけること」を親子でもう一度確認しましょう。

ぜひご参加ください。

日時 3月27日(火) 午後1時30分〜3時
会場 市役所2階204・205会議室
対象 小学生と保護者
講師 NTTドコモ「スマホ・ケータイ安全教室」インストラクター
定員 先着20人(予約制)
費用無料
持ち物 筆記用具
申し込み 5日から電話で市民安全課市民相談係へ

消費生活講座「防災の食を考へる」 手早く！美味しい！ポリ袋調理

「いざ」という時のために災害時の食について考えてみましょう。

非常時や停電時に、電気やガスを節約しながら調理できる「ポリ袋調理」を学びます。

日時 3月20日(火) 午前10時〜正午
会場 新町市民センター料理教室

知っているのと得をする調理法をあなたも体験してみてください。

若者の悪質商法被害防止キャンペーン 特別相談「若者のトラブル110番」

1月から3月は、若者の悪質商法被害防止キャンペーン期間です。

また、消費者被害の未然防止・拡大防止を図るため、消費者相談室では特別相談「若者のトラブル110番」を実施します。消費者トラブルかなと不安に感じたら、気軽に相談ください。

日時 3月12日(月)、13日(火) 午前10時〜正午、午後1時〜4時
※13日は午後6時まで
相談専用電話 ☎22・6000 ※通常の消費者相談も行っています。

問い合わせ 市民安全課市民相談係

ちよこつと共済 東京都町村民 交通災害共済

「ちよこつと共済」は、東京都の全市町村の住民の皆さんが会費を出し合い、交通事故(人身)にあった時、見舞金を受けられる助け合いの制度です。

加入申込書付パンフレットを各家庭に配布しましたが、市役所、各市民センターおよび市内金融機関(ゆうちょ銀行を除く)にも用意してあります。ぜひご加入ください。

受付期間 3月30日(金)まで
※土・日曜日、祝日を除く
受付場所・時間 表1参照
休日受付 表2参照
加入できる方 市内に住民登録をしている方
共済期間 4月1日〜平成31年3月31日
会費(年額)
▷Aコース…1,000円
▷Bコース…500円
共済見舞金 表3参照
交通遺児年金 どちらのコースも、会員が交通災害で死亡した時、会員と生計を同じくしていた中学生以下のお子さんがある場合、中学修了年限に達するまで年額12万円が支給されます。

対象となる交通災害 日本国内で発生した自動車、オートバイ、自転車等の車両や電車、船舶、航空機などの交通機関の交通による人身事故(詳細はパンフレット参照)

★交通事故にあったら…自転車の単独事故等でも、すぐに警察署へ届け出てください。見舞金請求には、交通事故証明書(人身事故)が必要です。

問い合わせ 市民安全課市民安全係

表1 受付場所・時間

| 受付場所 | 受付時間 |
|---|-----------------|
| 市役所1階 正面入口ロビー | 午前9時〜午後4時30分 |
| 市内の金融機関(ゆうちょ銀行を除く) | |
| ①東京都民銀行 ②みずほ銀行 ③青梅信用金庫 ④西武信用金庫 ⑤飯能信用金庫 ⑥西東京農業協同組合 | 午前9時〜午後3時 |
| りそな銀行 | 午前9時〜午後5時 |
| 東京厚生信用組合 | 午前9時〜午後4時 |
| ①梅郷出張所 ②沢井出張所 ③小會木出張所 ④成木出張所 | 午前8時30分〜午後5時 |
| 市役所3階 市民安全課窓口 | 午前8時30分〜午後5時15分 |

表2 休日受付(午前9時〜午後3時)

| 受付日 | 会場(市民センター) |
|----------|--------------|
| 3月4日(日) | 青梅、大門、河辺 |
| 3月11日(日) | 長淵、東青梅、新町、今井 |

表3 共済見舞金

| 等級 | 交通災害の程度(交通災害を受けた日から1年以内の日数) | Aコース | Bコース |
|-----|----------------------------------|-------|-------|
| 1等級 | 死亡(交通災害を受けた日から1年以内) | 300万円 | 150万円 |
| 2等級 | 重度の後遺障害(交通災害を受けた日から1年以内) | 200万円 | 100万円 |
| 3等級 | 入院日数30日以上以上の傷害 | 34万円 | 17万円 |
| 4等級 | 入院日数10日以上30日未満または実治療日数30日以上以上の傷害 | 14万円 | 7万円 |
| 5等級 | 実治療日数10日以上30日未満の傷害 | 8万円 | 4万円 |
| 6等級 | 実治療日数10日未満の傷害 | 4万円 | 2万円 |

若者の悪質商法被害防止キャンペーン 特別相談「若者のトラブル110番」

1月から3月は、若者の悪質商法被害防止キャンペーン期間です。

また、消費者被害の未然防止・拡大防止を図るため、消費者相談室では特別相談「若者のトラブル110番」を実施します。消費者トラブルかなと不安に感じたら、気軽に相談ください。

日時 3月12日(月)、13日(火) 午前10時〜正午、午後1時〜4時
※13日は午後6時まで
相談専用電話 ☎22・6000 ※通常の消費者相談も行っています。

問い合わせ 市民安全課市民相談係